

特に各学校にお願いしたいこと

神奈川県教育委員会

幼児・児童・生徒の安全確保について、各学校の実状に応じて、早急に次のような取り組みをお願いいたします。

1 子どもたちへの指導

子どもたちが、危険な状況にあった際に自分の身を守るために、各発達段階を踏まえて指導の徹底を図りましょう。

また、保護者にも周知し、家庭や地域でも折に触れて繰り返し指導するよう働きかけましょう。

知らない人に声をかけられてもついてい
かない。
車にのらない。
おお声を出す。
すぐにげる。
おとなにしらせる。

い かの お す し



参考資料「防犯教育充実のために（教師用）」（H.17.3、神奈川県教育委員会）をご活用ください。

2 通学路の危険箇所等の点検・確認と通学路安全マップの作成

登下校時の危険箇所の点検・確認をし、それをもとに通学路安全マップを作成することにより、危険予測能力や危険回避能力を身につけさせましょう。

既存の安全マップがある場合は、見直しをしましょう。

具体的な進め方の例

(1) 通学路安全マップの作成のしかたについて事前指導を行います。

登校班ごとに集合し、一斉指導を行います。

作成方法と作成のポイントについて、理解させましょう。

書き込みができるように模造紙大くらいの大きめの地図（まとめ用）を用意しましょう。

よく行く場所や目印になる場所等は、予め書き入れておきましょう。

点検・確認用の通学路の地図を配付し、取材するポイントや点検場所等を考えさせましょう。

（地域の明細地図等を活用できます。）

作成のポイント

入りやすい場所 + 見えにくい場所 = 危険な場所です。

【入りやすい場所】

きちんと区切られていない。境がはっきりしていない。入るのにじゃまになる物がない。

例：空き家、フェンス等がなかったり壊れていたりする公園、狭い路地、空き地 等

【見えにくい場所】

人がほとんどいない。暗い。見渡せない。見るのにじゃまになる物がある。

例：高くて長い塀が続く道、街灯が少なく暗い道、雑草や木が生い茂って見通しの悪い公園 等

（参考：「地域安全マップ作成マニュアル」小宮信夫）

(2) 集団登校時に、教師や保護者の同行指導のもと、上級生を中心に危険箇所や「子ども110番の家」等の点検・確認を行います。

危険な箇所や気になる箇所をメモしたり、デジタルカメラ等を活用して記録したりしましょう。いわゆる「子ども110番の家」の方を訪ね、挨拶をするようにしましょう。お互いの顔を知ることができ、いざというときに頼りやすくなります。

地域の人がいたら、声をかけたり周辺の状況等について聞いてみたりしてみましょう。

交通事故等にあわないよう十分に気をつけさせましょう。

普段の登校時間よりゆとりのある時間を設定することも考えられます。

(3) 危険箇所の点検・確認等メモをもとに、通学路安全マップを作成します。

学級活動、あるいは児童活動・生徒会活動等の時間に、集団登校グループ別に作成の機会を設けましょう。

点検・確認用の通学路の地図やメモ等をもとに、通学路安全マップを作成します。

写真やイラスト、地域の人からの情報等も書き込みましょう。

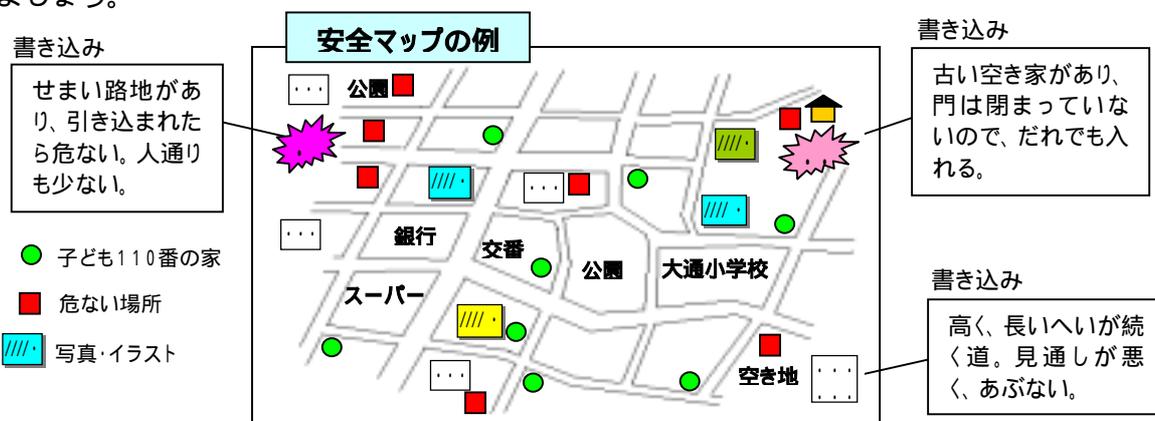
完成した通学路安全マップをもとに、危険箇所を確認します。また、いわゆる「子ども110番の家」や交番等の、いつでも子どもたちが駆け込める場所も確認しましょう。

子どもたち一人ひとりが、自分自身の問題として実感を持って理解できるよう、発達段階にあわせて指導することが大切です。

小学校低学年児童には、作成したマップをもとに、危険箇所の確認や不審者への対応等について、さらに理解が深められるように指導することが大切です。

(4) 通学路安全マップを改善します。

既存の通学路安全マップについては、通学路の環境や状況の変化等に応じ、適宜見直し、改善していきましょう。



3 保護者や地域と連携した登下校時の安全確保

子どもたちの登下校時間と通学路の危険箇所を明記した協力依頼の通知を作成し、保護者や地域へ配付して、危険箇所を含めたパトロールの実施を依頼しましょう。地域の方の買い物や散歩にあわせて行うパトロール、シルバーパワーをいかしたボランティアによる監視等、地域の実態に応じて様々な取り組みをしていただけるよう自治会等に積極的な働きかけを行いましょう。

「入りやすく、見えにくい場所はないか」という視点から通学路の見直しをし、安全確保が難しい場合は、安全に登下校ができる新たな通学路を検討しましょう。できるだけ一人になることが少ない道や人目がある大通り等を選びましょう。

通学路に違法駐車や目隠しになる茂み等がある場合は、その改善に努めましょう。

学校や家庭、地域、警察等で互いに情報の共有化を図りましょう。また、子どもたちにも速やかに情報を伝えましょう。

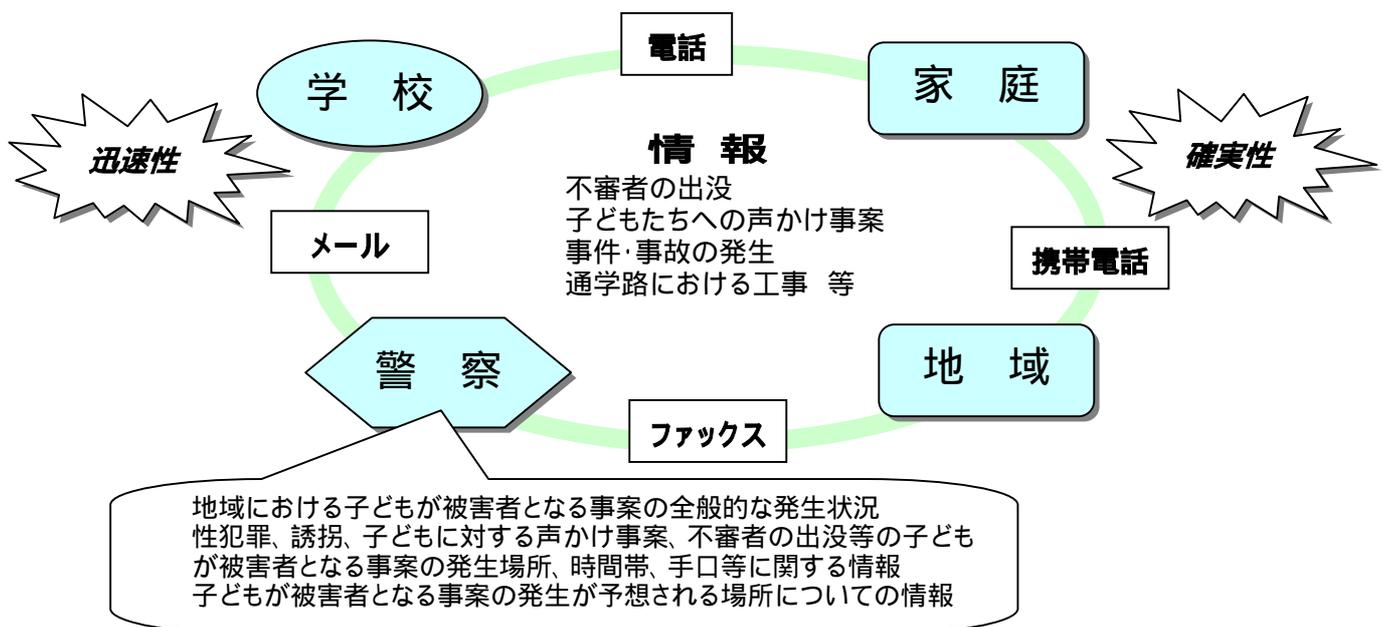
遅刻や早退等の場合は、必ず保護者等が同伴し、子どもが一人きりにならないように周知しましょう。

4 警察との連携

登下校時の危険箇所等を中心とした警戒や巡回パトロールなどの協力を依頼しましょう。学校からの要請により協力することについては、県教育委員会から県警本部に依頼済みです。状況に応じて、困っていることや学校、保護者だけでは手に負えないことなどについて相談して、最善の手だてが講じられるよう協力を依頼しましょう。

5 通学路の安全に関する情報の共有化

子どもたちの安全に関する情報などについて、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、迅速かつ確実に共有するための仕組みづくり(ネットワーク化)を進めましょう。



学校は、子どもたちを犯罪から守るために危機管理意識を高く持ち、日常からその対応に取り組むことが大切です。

学校における防犯については、子どもたちが自ら危険を回避し、安全に行動することを目指す安全教育と子どもたちを取り巻く外部環境を安全に整えることを目指す安全管理に大別されますが、両者の活動を円滑に進めるため、保護者や地域の方々を含めた組織的な取り組みが必要となります。

県教育委員会では、平成17年3月に「学校の安全管理マニュアル作成のための手引き」と「防犯教育充実のために(教師用)」を作成し、各学校にお配りしています。それらの冊子を参考にさせていただき、各学校の状況を踏まえながら、教職員の共通理解を図り、より計画的・効果的な防犯教育の実施に努めていただきたいと思います。